

第八節 拒絶理由通知に対する応答について

1. 拒絶理由の通知（特50を準用）

当該出願について拒絶すべき旨の理由があるときは、出願人に対して拒絶の理由が通知されます。これに対して意見があるときは、出願人は指定された期間内に意見書を提出することができます。

2. 意見書の様式

意見書は、次の様式により作成します。

意施規様式第11（第13条関係）

【書類名】	意見書
（【提出日】	平成 年 月 日）
【あて先】	特許庁審査官 殿 (特許庁審判長 殿)
【事件の表示】	
【出願番号】	
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【発送番号】	
【意見の内容】	
【証拠方法】	
【提出物件の目録】	

← ⊕ 又は 識別ラベル

↑

代理人手続のときは、法人にあつては【代表者】の欄、並びに本人の印及び識別ラベルは不要です。

⊕ 又は 識別ラベル

[備考]

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官による命令の場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長による命令の場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
- 2 「【事件の表示】」の「【出願番号】」の欄には「意願○○○○－○○○○○○」のように意匠登録出願の番号を記載する。審判に係属中のものについては「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服○○○○－○○○○○○」のように審判の番号を記載し、

かつ、「【出願番号】」の欄に、出願の番号を記載する。

- 3 審判に継続中は、「【意匠登録出願人】」を「【審判請求人】」とする。
- 4 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記載する。
- 5 図を「【意見の内容】」の欄に記載する場合は、一つの図は、横150mm、縦113mmを超えて記載してはならない。
- 6 その他は、様式第1の備考9、10、15及び20、様式第2の備考1から4まで、10、13、17、21から23まで及び32から36まで並びに様式第9の備考2と同様とする。